

司法試験予備試験の刑法の出題について

平成 2 7 年 3 月 4 日

司 法 試 験 委 員 会

先般、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転死傷処罰法」という。）が施行され、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させる行為については、刑法ではなく、自動車運転死傷処罰法が適用される状況が生じたが、司法試験の刑事系科目（刑法に関する分野）における出題に関し、別添のとおりとすることを踏まえ、司法試験予備試験の刑法の出題においても、出題についての考え方が同様であることを確認するものとする。

(別添)

司法試験の刑法の出題について

平成 2 7 年 3 月 4 日

司 法 試 験 委 員 会

司法試験の刑事系科目における刑法に関する分野の出題については、これまで、刑法を中心とし、大学や法科大学院における講義あるいは教科書等で通常触れられる刑事実体法に係る関連法分野も出題範囲とするとの方針がとられてきたものであるが、先般、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転死傷処罰法」という。）が施行され、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させる行為については、刑法ではなく、自動車運転死傷処罰法が適用される状況が生じた。自動車の運転に伴い人を死傷させた事案については、その前後の経過等も含め、作為義務、因果関係、過失等の刑法総則上の重要な概念に関わる問題を生じることがしばしばあるところ、このような基本概念の理解が法科大学院における刑法の学修に際して重要であることに変わりはないため、今後においても、自動車の運転に伴い人を死傷させた事案が、自動車運転死傷処罰法第5条の罪の成否等も含め、出題の対象となり得ることを改めて確認するものとする。